

香川県立保健医療大学大学院研究科担当教員資格審査における教育研究業績判定基準

香川県立保健医療大学大学院研究科担当教員資格審査規定第 2 条に規定に基づき、教育研究業績の判定基準を以下の通り申し合わせるものとする。

1. 学術論文業績

学術論文の業績は、原則として以下の基準により判定する。

課程	担当教員資格	論文数
博士後期課程	研究指導教員	20
	研究指導補助教員	10
	科目担当教員	10
博士前期課程	研究指導教員	10
	研究指導補助教員	5
	科目担当教員	5

2. 教育研究指導実績

教育研究指導実績は、原則として以下の基準により判定する。

課程	担当教員	教育研究指導実績(補助を含む)
博士後期課程	研究指導教員	博士研究指導実績又は修士研究指導実績
博士前期課程	研究指導教員	修士研究指導実績又は学部研究指導実績

(参 考)

香川県立保健医療大学大学院研究科担当教員資格審査規程 (抜粋)

(資格の要件)

第 2 条 研究科担当教員となることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつその担当する専門分野に関し、高度の教育研究上の指導能力があると認められるものとする。

- (1) 博士の学位を有し、研究上の業績を有すると認められる者
- (2) 研究上の業績が前号に準ずると認められる者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

この申し合わせは、令和 3 年 4 月 7 日から適用する。

この申し合わせは、令和 5 年 12 月 6 日から適用する。